第三十一条の二を削る。

第三十一条の三の見出し中「特定国際船舶」を「特定国際船舶等」に改め、同条第一項中「が同項に」を「を建造した者が同項に規定する海上運送事業者（次項において「海上運送事業者」という。）であること、当該船舶が同条第一項に規定する認定特定船舶導入計画に基づき建造された同項に」に、「（以下この条において「特定国際船舶」という。）」を「であつて事業の用に供されたことのないもの」に改め、「次の各号に掲げる」を削り、「の区分に応じ当該各号に定める事項」を「が建造された日」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第八十二条第二項」を「第八十二条第三項」に、「前項に」を「前二項に」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「前項各号に掲げる特定国際船舶」を「第一項の特定国際船舶又は前項の既存国際船舶」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第八十二条第二項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての国土交通大臣の証明書で、当該登記に係る船舶を取得した者が海上運送事業者であること、当該船舶が同項に規定する外国法人から当該海上運送事業者が取得した同項に規定する既存国際船舶であること及び当該既存国際船舶を取得した日の記載があるものを添付しなければならない。

第三十一条の三を第三十一条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（都市緑化支援機構が土地を取得した場合の所有権の移転登記の免税を受けるための手続）

第三十一条の三　法第八十二条の二の規定の適用を受けようとする同条に規定する都市緑化支援機構は、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての都道府県知事又は市長の証明書で、当該登記に係る土地の所有権の取得が都市緑地法第十七条の二第四項の規定又は古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十三条第四項の規定によるものであること及び当該取得の日の記載があるものを添付しなければならない。

第三十一条の四の二を削る。

第三十一条の四の三中「第八十三条の二の二」を「第八十三条の二」に改め、同条を第三十一条の四の二とする。

第三十一条の五第一項中「第八十三条の二の三第一項の」を「第八十三条の二の二第一項第一号」に改め、同条第二項中「第八十三条の二の三第二項」を「第八十三条の二の二第二項」に改め、同条第三項中「第八十三条の二の三第三項の規定の」を「第八十三条の二の二第三項の規定の」に改め、同項第一号中「第八十三条の二の三第三項の」を「第八十三条の二の二第三項」に改める。

第三十一条の五の三を次のように改める。

（認定鉄道事業再構築実施計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記の税率の軽減を受けるための手続）

第三十一条の五の三　法第八十三条の四の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての国土交通大臣の証明書で、当該登記に係る土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権を取得した者が同条に規定する鉄道事業者であること、当該土地又は建物が施行令第四十三条の四に規定する土地又は建物に該当すること及び法第八十三条の四に規定する認定鉄道事業再構築実施計画について国土交通大臣の認定を受けた日の記載があるものを添付しなければならない。

第三十六条の二に次の二項を加える。

3　施行令第四十五条の四第三項に規定する財務省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存する方法とする。

4　施行令第四十五条の四第三項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により同条第三項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、同項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

第三十七条の四の十二第一項中「第八号」を「第九号」に、「又は前条第九項」を「若しくは前条第九項又は租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第三十六条の二第四項（外国公館等であることの証明等）」に改める。

別表第六㈠の表の備考2㈤中「第19条の３第25項」を「第19条の３第27項」に改め、同表の備考2に次のように加える。

㈤　「権利行使価額」の欄には、法第29条の２第１項第３号の権利行使価額（３において「権利行使価額」という。）を記載すること。

別表第六㈠の表の備考3を次のように改める。

3　「摘要」の欄には、付与会社の設立の年月日を記載することとし、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める事項を記載すること。

㈠　法第29条の２第１項ただし書に規定する付与決議の日において、付与会社がその設立の日以後の期間が５年未満のものである場合　権利行使価額を２で除して計算した金額

㈡　付与会社が第11条の３第１項各号に掲げる要件を満たすものである場合　権利行使価額を３で除して計算した金額（当該付与会社が同項第２号ロに規定する上場会社又は同号ハに規定する店頭売買登録会社に該当するものである場合には、当該金額及び金融商品取引所に上場された年月日又は店頭売買登録銘柄として登録された年月日）